

平成 26 年度第2回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議

委員発言概要

(1)DV防止基本計画の改定について

(稲見委員)

24 頁「児童相談所の支援」について、愛媛県内の全市町に要保護児童対策地域協議会が設置済みとの説明があったが、本当に県内の全市町に設置しているのか。

(男女参画・県民協働課長)

関係部局に照会して、全ての市町に設置済みと確認している。

(稲見委員)

伊予市の事件は、児童相談所は児童相談所、市は市、警察は警察とそれぞれが縦割りであったため、住民からの訴えがあったにもかかわらず、死に追い込んでしまった。市町の中で要保護児童対策地域協議会のようなネットワーク作りをしているのか。事件に関連してどのような動きがあるのか。

(加藤委員)

建前上では連携しようと言っているが、実際には出来ていない。連携出来るように日々検証していくことが大切。

(中村会長)

不幸な事件ではあったが、意識を高めるとい点では教訓となった。

(市川副会長)

要保護児童対策地域協議会は各市町に設置されているものか。また具体的にどのような機関が加入して、どのような動きをしているのか。

(子育て支援課長)

要保護児童対策地域協議会は全 20 市町に設置されており、市町が事務局となっている。参加している機関については各市町で異なるが、児童相談所は全市町の協議会に参加している。他に警察、保健所、教育委員会等の関係機関が参加している。

(市川副会長)

具体的な案件について、協議会が関係機関の連携を調整する役割は期待されていないのか。

(子育て支援課長)

要保護児童対策地域協議会は各メンバーのところで入ってきた情報を持ち寄って、要保護児童に対してどう支援すべきかを話し合う会議である。運営の仕方については、全体会が年に数回開催されて、要保護児童に対するケース検討会としてももう少しメンバーを絞った形で開いている会議もあると聞いている。

(市川副会長)

今回の伊予市のような事案は協議会の議題にならないのか。

(子育て支援課長)

既に報道されているが、伊予市の家庭は以前から要保護児童として協議会の案件になっていた。それぞれで持っていた情報がなぜ協議会の中で問題になっていなかったのかについては、今後協議会の中で検証していくのではないかと聞いている。

(中村会長)

今回のように松山市の子どもが伊予市で被害に遭うという場合には、市町それぞれで努力しても限界がある。もっと関係機関が情報共有していく必要がある。

(子育て支援課長)

8月22日に全市町の要保護児童対策地域協議会の担当課が集まり、緊急の連絡会を開催した。その中である市から、「要保護児童対策地域協議会の中での連携は緊密だが、市町を含めた連携も必要なのではないか。」との意見があった。県の場合は、県内3か所の児童相談所が全市町の協議会に参加している。市町に関係する案件がある場合には情報提供を行い、連携する。

(山本委員)

今回、高齢者に対して保護が厚くなった。15頁に、「高齢者虐待の相談・発見の中心となる市町や各地域の包括支援センター等と連携を図りながら」とあるが、これにはDVと高齢者虐待という2つの側面がある。いいことがある反面、どちらかに頼ってしまって、ないがしろにされてしまう危険性もある。ここに書いてある通り、連携が非常に大事になると思う。

地域包括支援センターと連携する場合、センターの運営には市町の直営と委託があり、直営の場合は連携が取りやすいと思うが、委託の場合、直営に比べて難しい部分がある。それは配慮しているのか。

(男女参画・県民協働課長)

地域包括支援センターについて、委託先との連携に関する資料は手元にないが、たとえば当課

が所管している男女共同参画センターの場合には、センターから月次報告をもらい、それに基づいて必要があれば連携するという形を取っている。地域包括支援センターについても同様なのではないか。

(中村会長)

関係機関はうまく連携が取れそうか。

(山本委員)

難しいと思う。お互いの制度に対する共通認識がないと出来ない。

(中村会長)

認知症が加わることで暴力的になることで、夫婦間でもDVにつながっていくことはよくある。地域包括支援センターは校区ごとにあるため地元にも強く、しっかりとした目を持った人がいると思う。こことどのように連携していくかが大切。また地域包括支援センターに基本計画を理解してもらうことも必要なのではないか。

(山本委員)

特に高齢者虐待では、男性介護者が高齢者虐待をするというケースが増えている。今まで家事をしてこなかった男性が介護するようになり、フラストレーションがたまりやすい傾向にある。男性介護者に対する地域での支援も考えていく必要がある。

介護者がいることで、民生委員が家庭の中へ入っていかないということも問題で、改善を考える必要がある。このような問題を考える上で、行政と関係機関の連携はとても大切。

(渡邊委員)

高齢化社会で介護する側とされる側のバランスが崩れている。人を取り合う施設同士の争いがある。施設は人手不足なので能力や態度に関わらず、資格を持っていれば雇用せざるを得ない状況が見受けられる。ミーティング等で改善を話し合うが、注意をすると、賃金が安いこともあってか、少しでも給与の高い施設に移ると聞いた。現在コミュニケーションが図られている利用者に対するサービスの質の低下が危惧される。

(中村会長)

介護者の質的な向上が医療の世界でも論議されている。DVについても、相談員の倫理観も含めた人材育成が求められてくる。

(渡邊委員)

高齢になると倫理的な面を改めて教育し直すことは難しい。

(中村会長)

補助金が出るので、安易に施設がつくられる危険性がある。様々な企業があり、利用者が賢く見ていかなければならない。

(渡邊委員)

愛媛県は施設が溢れていて、いまだに増え続けているが、人手が足りない。いいサービスを目指している施設もあれば、入居者が増えればお金が入って潤うと考えている施設もある。

(佐藤委員)

母親と一緒に逃げてきている子どもと実際にかかわる教員や関係者への研修が必要。現在のところ、養護教諭が子どもの身体の様子を見たり、心の弱っているときに相談をしたりと最初の窓口になっていることが多い。コミュニケーションを通じて、様々な場面で目配り・気配りをしながら子どもの様子を捉えていく取組みは始まっているが、DVに特化した研修は聞いたことがないので、教員研修の中に組み込む必要があると思う。

25 頁「同伴児童の安全確保」について関係機関が連携してどのようなことが出来るのか。「気を付けましょう」と啓発は出来るのだが、具体的にどのような方策がとれるのか。

(男女参画・県民協働課)

裁判所の保護命令で、加害者が一定期間接近しないよう強制することがひとつ。もうひとつは、物理的に加害者と被害者を引き離すことが考えられる。たとえば婦人相談所へ一時保護で入って、加害者に知られないようにして、安全なところで生活してもらおう。

(中村会長)

小さい子であれば、迎えに来る人を限定して、その人が来なければ絶対に引き渡さないというやり方やあるいは身分証明書が必要というやり方がある。

(男女参画・県民協働課)

お父さん、お母さんの働いている場所や生活の場所が影響してくるので、警察や児童相談所、婦人相談所等と相談しながら、個別に適切な対応を取っていくことになると思う。

(堀川委員)

今回の改正で高齢者の保護が厚くなったが、DVについてはひとつのことだけではなく、多くのことが関連してきている。時がたつにつれて時代の流れもあり、DV 防止についても広範囲での意味が出てくる。このような改定は随時いろいろな立場で考えていく必要があると思う。

伊予市の事件についても、いつ我々の勤務校の生徒が被害に遭ったり、加害者になったりするかわからない。同じような家庭環境の子どもはどここの学校にもいると思う。義務教育を経て高校生となった生徒たちに、どこまで教員が関わっていけるのか、難しい問題もある。

例えば、保護者があまり好ましくないと思いつつ、子供に強く言えず外泊をさせている状況もあ

る。そんな中、学校を欠席している理由を聞くために家庭へ連絡すると「今、家にいません」と保護者から言われてしまい、それ以上の状況が把握できないこともある。家庭生活での生徒指導については、我々教員がどこまで介入できるのか考えさせられる場面もある。また、生徒に危険が及ぶのではないかと危惧される状況では、保護者の理解を求め連携をとり、場合によっては警察に届ける必要性も出てくると思う。今回のような事件が二度と起こらないように、我々教員もこれまで以上にきめこまやかに生徒一人ひとりを理解しなければならないと感じた。

(2)DV防止基本計画関係事業進行計画(案)について

(山本委員)

1頁、基本目標Ⅰ重点目標1③「人権教育の推進の出前講座(人権講座を利用)」とあるが、人権対策課と話し合いを行っているのか。

(男女参画・県民協働課長)

人権対策課とは、随時連携を行っている。それから、男女共同参画関係の事業の中で、市町に対する男女共同参画の研修を通じて、地域での教育推進に取り組んでいる。

(山本委員)

具体的に講師を派遣することによって個別的な問題を話すという体系的なものを考えているのか。教育プログラムを考えるとどこまでいっているのか。

(男女参画・県民協働課長)

そこまではいっていない。地域からの要望に応じて講師を派遣し、講座を行っている。

(山本委員)

もっと情報交換をして、体系的に行っていくと効果があると思う。

(男女参画・県民協働課長)

人権対策課と連携を強化して取り組んでいきたい。

(稲見委員)

1点目は資料9、高知県では中学生対象を行っていないとあるが、これは県独自では行っていないということか。愛媛県では、人権擁護委員が県と緊密な連携を取りながら活動をしている。高知県が人権擁護委員と連携を取っていないのであって、現実には人権擁護委員が中学生に対してDV防止啓発活動を行っている。

(男女参画・県民協働課)

県の事業として中学生向けの講座を行っているかと質問したので、予算は組んでいないが、関係機関と連携して行っているかまでは分からない。

(稲見委員)

2点目は性的な暴力の分野について。性的被害者の関係では、国から財政面での補助はないし、県レベルでも予算がないと言っている。DVの中に性的強要が含まれるが、24時間体制で相談出来るのは警察しかない。現在は女性警察官が相談を受けながら、医療機関と連携を取っているが、相談体制としては弱いと思っている。基本計画としての踏み込みが少し弱い。これは児童虐待だからここ、これは高齢者虐待だからここではなく、ワンストップサービスが望ましい。

内閣府が調査した中で、どこに相談したらいいか分からないという回答が多かった。相談窓口が知られていない。大変苦慮しているので、今後の課題として頭に入れておいてほしい。特にDVの相談窓口は知られていない。内閣府の調査におけるDVの被害者の回答では、相談しやすい体制づくりを願っているとあった。

110番のような特番体制は難しいかもしれないが、ワンストップサービスとなれば、大変楽なのではないか。県民の立場になって、本当に相談しやすい体制づくりという意味ではワンストップサービスが一番望ましい。

(市川副会長)

元々DVが出发点で、障害者にしても高齢者にしても、たまたまDVの被害者が障害者や高齢者である場合にどのような対応が出来るのかということであり、純粹に高齢者虐待の問題ではない。配偶者として被害を受けた人が高齢者・障害者である場合にどういう連携ができるか。地域包括支援センターとの連携とは若干違ってくる。

性的被害の関係で言うと、性的な被害を受けた場合、被害者支援センターに連絡をすれば、相談に対応できる臨床心理士がいるのだが、そのような組織があると十分に周知されていない。ある程度事件化されたものについては、警察で対応するが、刑事事件にはしたくない性的被害者についてはどうするか。

被害者支援センターが公益社団になって、早期援助団体の認定を受けると、すぐに警察から支援センターへ連絡がある。その後、支援センターがその人に連絡をして、いろいろな支援が出来るシステムが構築されているので、性的な被害に限定して言えば、そのような組織があって、連絡体制が出来ていることが周知されれば、違ってくると思う。

(中村会長)

公的なバックアップ体制を県民に周知できないか。最近、男性のDV被害も注目されてきているが、女性夜間ダイヤルという名称では女性しか電話できない印象を持つので、改善を検討する必要がある。誰でも夜間に相談できるワンストップサービスが必要なのではないか。

(3)意見交換

(中村会長)

計画をどのように検証していくか、どのように評価していくか、アウトカムをどうするか。これらは結果として求められてくると思うが、結果の定義も曖昧で、相談件数が増えたから良くなったのか、少なくなって良くなったのかが分からない。評価が難しい。

(加藤委員)

伊予市の事件は、相談していたが解決できなかった。何をもって解決とするかは難しいが、各案件を類型化して、対応がどうなっていたかを知りたい。

(中村会長)

一人から相談があると 1.4 回では終わらない。話を聞いて、対策を立てて、評価することで、最低3回は考えられると思う。ただ相談件数が増えたというだけではなく、一人当たりの相談回数の増加が評価のひとつの目安になりそうである。相談員が直接行って相談を受けるとなると、日頃からの連携が結果に繋がってくる。

(稲見委員)

教員はいろいろな業務を抱えており、終わってから相談しようとしたらもう児童相談所に人がいなかったと聞いたことがある。愛媛県の実態はどうか。

(子育て支援課長)

具体的な資料は手元にないが、5時半になったら相談を受け付けないということはないと思う。残っている職員もいる。休日になると警備員しかいないというときもある。緊急の場合は職員に繋ぐこともあるが、月曜日で間に合うようであれば、月曜日にこちらから連絡する。電話番号を知られたくないときは、相談者から児童相談所に電話してもらおうという対応をしている。

(稲見委員)

マンションでうるさいくらい子どもを叱る家庭があり、児童相談所に連絡すると、一応家まで来るが、その後も変わらないと住人から聞くことが多い。通報があつて「虐待がありますか。」と聞くと、たとえ虐待があつたとしても親は「あります。」とは答えない。児童相談所はどこまで踏み込めるのか。普通の人には家の中に入れないのだから、未然に防ぐということに力を入れなければならない。

(子育て支援課長)

児童相談所がどこまで踏み込んでいくかは今後の課題だと思う。虐待の通報があれば、必ずその日のうちに児童の安全を確認する。特に最近では、警察にDVの相談があれば、子どもに虐待があるかないかにかかわらず、子どもの目の前でDVが行われた場合には、心理的虐待として必

ず警察から連絡が入るようになっている。そして、出来るだけその日のうちに安全確認をするようにしている。あとはどこまで広げて見ていくのかが問題。

(稲見委員)

児童相談所は訪問するだけで、それ以上のことが出来ないために、結果として子どもが虐待されていることに気が付かないことがある。本当にどうすれば手厚く対応できるのかが大切だと思う。訪問して「会えませんでした。」ではいけない。子どもを出してもらえるまで確認する。綿密な訪問が必要。

(中村会長)

計画案については、どのような評価の仕方をするのか。本当にこの計画が実行されて良かったという数値的な基準が必要なのではないか。一番辛いのは、当事者としてケアに行ったが、残念ながらそういう結果になってしまったと思っている相談員や教員だと思う。相談をする当事者や窓口の人をどうケアするか。相談体制を作ってあげないといけない。一生懸命誠意を持って取り組んでいるものが潰されてしまうと不幸だ。この計画にはそれが出てきていないので、相談員に対するサポート体制として愛媛モデルを示すことが必要なのではないか。

(山本委員)

人をサポートするということはリスクに巻き込まれるということ。自分のリスクをどのように解決していくか。

基本目標Ⅱ重点目標3「被害者保護体制の充実」⑤「司法手続きに関する支援」の中に、「弁護士からの指導助言体制の整備」とあり、文言だけ捉えると良いことだが、弁護士会としてどのような取り組みをしているのか知りたい。

(市川副会長)

被害者支援について、委員会組織を立ち上げているが、現実にはそれほど相談案件があるわけではない。そこで弁護士会、法テラス、被害者支援センターの三者で連携して、何かあれば動けるような体制を弁護士会で作っている。

先程の児童相談所の関係もそうだが、出来るのにしないのではなく、したいのに出来ないという制約がある。児童相談所は虐待の疑いがあっても、ドアを開けて入ることは出来ない。個人の権利侵害になる。たとえ親が子どもを虐待している可能性が極めて高い場合であっても、親が「ノー」と言えば入れない。では警察に来てもらって警察と一緒に入るとしても、警察にも捜査権の問題がある。結局現場の人間がいろいろ工夫しながら、本来職員としてそこまでやる必要がないくらいの熱意を持って取り組まないと解決できない。もしかしたら違法かもしれないと思いながら、ドアを開けて入っていくときがあるかもしれない。そういうときはなるべく連携を密にして、ぎりぎりのところまで努力して、警察に相談するしかない。よくテレビで、やれることをやらずに放置したと報道されて、本当にそういう案件もあるが、実際にその立場になって考えると、そこまで踏み込むのは無茶ではないかと思うことがある。我々としてもこれより先はどう考えても出来ないということもあるので、ど

こまで踏み込むのかバランスが難しい。

(山本委員)

このような問題に情熱を持って取り組んでいる弁護士もいるが、一人で取り組んでいてもバーンアウトしてしまう。弁護士からの支援体制の整備を個人に頼ってしまうと全然成果がないと思う。これをサポートするためには、予算の裏付けがないといけない。

(市川委員)

そういうときに法テラスの利用が考えられる。ただきちんとした形で連携して体制を整備するためには、中心になって動く人が必要。

(山本委員)

どこに人材を割り振っていくかを考えなければならない。最初からそういうところに持ってきてバーンアウトしないように、その前の段階で出来ることを行うべき。

(中村会長)

それぞれのパートで、熱意を持って取り組んでいる人々を統合できないか。たとえば愛媛県の中で、こういうことに対応するための研修プログラムを組む。コアとなる科目を作って、必修とする。それ以外にいろいろな研修を受けることによって、自分たちの経験値にプラスアルファという形で裏付けていけば、質の高い人を育てることが出来るのではないか。人を育てていくシステムがなければ、その場で終わってしまう。知恵を集めて実行できるシステムづくりが出来ないか。

(渡邊委員)

児童相談所は本当に機能しているのかと事件があるたびにいつも疑問に思う。職員は5時になるとすぐに帰ってしまうので、相談したくてもその場におらず出来ない事例があったと聞いている。

(中村会長)

切れ目のないワンストップサービスなら、業務終了後、緊急の場合はここへという案内が必要なのではないか。IT機器が発達しているので、ワンストップサービスに繋がるシステムづくりにお金をかけてもらいたい。

(渡邊委員)

新居浜市には、65歳以上の高齢者の方々が熱心に登下校時に児童の安全を守る取組みとして見守り隊がある。核家族が多い中、これにより世代間のコミュニケーションが高まり、大切な命を守ることが出来るのではないかと思う。このような取組みは他県他市町、そして松山市にもあるものか知りたい。

(子育て支援課長)

松山市の取組みについては把握していない。

(稲見委員)

そのような取組みの実施状況は校区によって違う。松山でも校区によって異なると思う。

(渡邊委員)

子どもを守るためには、地域で性的被害や暴力等にアンテナを張る必要がある。地域によって活動は違うと思うが、新居浜市の見守り隊は大変良いと思う。